

障害保健福祉関係主管課長会議	
H18. 8. 24	資料12-1

精神保健福祉法改正関係について

平成18年8月24日

目次

1 入院患者の処遇の改善

○定期病状報告制度の見直し

- ・任意入院患者に対する定期病状報告制度の導入 1
- ・医療保護入院患者の定期病状報告の様式の見直し 5
- ・措置入院患者の定期病状報告の頻度の見直し 5

○長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入 6

○隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備 7

○精神障害者の適切な処遇の確保 9

2 精神科救急医療体制の確立

○緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入 12

3 精神保健指定医の指定 23

1 入院患者の処遇の改善

定期病状報告制度の見直し

I 任意入院患者に対する定期病状報告制度の導入

(1) 改正ポイント

都道府県知事は、改善命令等を受けた精神科病院に入院する任意入院患者の適切な処遇を確保するため、条例に基づき、①一定の要件に該当する精神科病院の管理者に対し、②一定の要件に該当する任意入院患者について、③当該患者の病状等に関する報告を求めることができ、さらに、当該患者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる。

(2) 省令等で規定する内容

① 報告を求められることができる精神科病院の管理者の要件

改善命令等を受けた精神科病院の管理者であって、当該命令を受けた日から5年を経過しないもの及びこれに準ずる者(当該命令を受けた日から5年を経過してもなお改善されないと認められる者とする。)

② 報告を求められることができる任意入院患者の要件

現に任意入院している者であって、入院後1年以上経過している又は開放処遇の制限(隔離・拘束を含む)を受けている者。

「開放処遇の制限を受けている者」とは、入院時より6ヶ月の間に、本人の求めに応じて病院の自由な出入りを夜間を除いて制限されている者であること。

③ 報告の頻度

(ア) 入院後1年以上経過している者については、入院時から12ヶ月ごと

(イ) 開放処遇の制限を受けている者については、入院時から6ヶ月経過時を目途とすること。(1年以上経過している者については、(ア)で対応)

④ 報告を求められることができる内容

省令において報告事項を定めるとともに、通知において報告様式(別添1:P1)を提示する予定。

⑤ 報告後の処理

報告された者の処遇の妥当性について精神医療審査会に諮ることができる(現行の医療保護入院と同様に取り扱うことができる。)

(3) 条例で規定する内容

任意入院者に対する定期病状報告制度に関する条例を制定する。

- ・報告を求める手続き

(2)①の条件に該当する精神科病院の管理者は定期的(医療保護入院に係る定期病状報告と同様)に報告書を提出しなければならない。

- ・報告内容

(2)②の条件に該当する任意入院患者に係る病状等(報告様式については、通知で提示予定。(別添1:P1))

○関係条文

精神保健福祉法

(定期の報告等)

第三十八条の二 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、条例で定めるところにより、精神病院の管理者(第三十八条の七第一項、第二項又は第四項の規定による命令を受けた者であつて、当該命令を受けた日から起算して厚生労働省令で定める期間を経過しないものその他これに準ずる者として厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、当該精神病院に入院中の任意入院者(厚生労働省令で定める基準に該当する者に限る。)の症状その他厚生労働省令で定める事項について報告を求めることができる。

(定期の報告等による審査)

第三十八条の三(略)

2～4(略)

5 都道府県知事は、第一項に定めるもののほか、前条第三項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る入院中の者の症状その他厚生労働省令で定める事項を精神医療審査会に通知し、当該入院中の者についてその入院の必要があるかどうかに関し審査を求めることができる。

6 (略)

Ⅱ 医療保護入院患者の定期病状報告の様式の見直し

医療保護入院患者の病状を適切に確認し、早期に退院や任意入院への移行を促すよう、定期病状報告の様式を見直し、「任意入院に移行できない理由」「病識獲得の取組」等の欄を追加し、記載を求める(省令及び通知を改正)。(別添2:P4)

Ⅲ 措置入院患者の定期病状報告の頻度の見直し

措置入院患者の入院期間の短縮化等を踏まえ、従来の6ヶ月後以降の報告に加え、措置入院の3ヶ月後に定期病状報告を求めることとする(省令及び通知を改正)。報告事項は従来の6ヶ月以降の報告における報告事項と同様とする方向で検討。(別添3:P7)
(報告時期;3ヶ月後、6ヶ月後、12ヶ月後、18ヶ月後、24ヶ月後…)

長期任意入院患者に同意の再確認を求める仕組みの導入

長期間任意入院している患者の病状を適切に確認するとともに、入院目的や退院できるかどうかを再確認するため、任意入院患者について、入院後1年経過時及び以後2年ごと(1年後、3年後、5年後、7年後…)に同意書の提出を求め、書面によって入院に係る同意の再確認を行うものとする。(別添4:P10)

- ・同意書による再確認の時期は、入院後1年経過した日及び以後2年ごと経過した日の属する月の月末までとする。
- ・同意書については精神科病院の管理者が保存。
- ・都道府県への提出は不要であるが、同意の再確認を行っているか否かは指導監査において確認。

○関係条文

(任意入院)

第二十二條の三 精神病院の管理者は、精神障害者を入院させる場合においては、本人の同意に基づいて入院が行われるように努めなければならない。

隔離及び身体拘束等の行動制限について一覧性のある台帳の整備

精神科病院への入院患者に対する行動制限が病状等に応じて必要最小限の範囲内で適正に行われていることを病院・病棟内で常に確認できるよう、行動制限について一覧性のある台帳(行動制限を受けている患者や患者ごとの行動制限の期間を記載した台帳(様式は一律には定めないが、患者氏名、行動制限開始日、入院形態、行動制限内容(昭和63年4月8日厚生省告示第129号「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第36条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める行動の制限」に定める隔離・拘束については必須記載)について記載すること。))を整備する。

(意義)

- ①病院として行動制限を受けている患者をもれなく把握すること
- ②患者毎の行動制限の期間を視覚的に把握すること

- ・精神科病院の管理者が台帳を整備・管理。
- ・経時的変化を一覧するため、月毎に1枚とする。
- ・台帳への記入は、行動制限を行った際に直ちに記入。
- ・指導監査において台帳の整備・記載状況を確認。
- ・それぞれの行動制限の内容に関して詳細な記載は不要。
- ・病院単位でも病棟単位でも可。

なお、本取扱いは医療観察法においても対応する予定。

(別添様式)

行動制限に関する一覧性台帳(様式例)

〇〇〇〇病院 平成〇年〇月分

No.	ID	患者氏名	入院開始日	入院形態	行動制限開始日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
1	1111	〇〇〇〇	H△.△.△	任	H□.□.□	他	→	→	→	→	→	→	→	→	→	他解																						退院				
2	2222	〇〇〇〇	H△.△.△	医保→18.8.7任	H□.□.□			隔離	→	→	→	隔離																														
3	3333	〇〇〇〇	H△.△.△	措	H□.□.□									隔拘	→	→	→	→	拘解	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
4	4444	〇〇〇〇	H△.△.△	医保	H□.□.□	隔継	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	隔解																									
5	5555	〇〇〇〇	H△.△.△	特医保	H□.□.□																	隔開	隔解																			
6																																										
7																																										
8																																										
9																																										
10																																										
11																																										
12																																										
13																																										
14																																										
15																																										
16																																										
18																																										
19																																										
20																																										

備考

隔 隔離	開 開始	任 任意入院
拘 拘束	継 継続(前月末から継続中)	医保 医療保護入院
他 その他の行動の制限(外出制限など)	解 解除	措 措置入院
	→ 行動制限の継続	応 応急入院
		緊 緊急措置入院
		特 特定医師の診察に基づく入院

精神障害者の適切な処遇の確保

(1)入院患者の通信面会について

従来より精神科病院における電話機の設置については、その徹底を都道府県の実地指導においてお願いしてきたところだが、いまだ設置されていない病院があるという実態に鑑み、平成10年3月3日障精第16号「精神病院に対する指導監督等の徹底について」において、下線部を確認事項として追加する。

◎確認事項(案)

- ・電話機は患者が自由に使える場所に設置されているか。
- ・閉鎖病棟内にも設置されているか。
- ・その際、硬貨収納式電話機(旧ピンク電話)等の設置や、状況に応じて携帯電話の活用を図っているか。

なお、本取扱いは医療観察法においても対応する予定。

(2) 任意入院患者に係る開放処遇の徹底

任意入院患者は原則として開放的な環境で処遇を受けるという原則(「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(昭和63年4月8日厚生省告示第130号)及び平成10年3月3日障精第16号課長通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」を踏まえ、適切な指導方をお願いする。

(参考)

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第37条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準」(昭和63年4月8日厚生省告示第130号)

第五 任意入院者の開放処遇の制限について

一 基本的な考え方

- (一) 任意入院者は、原則として、開放的な環境での処遇(本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇をいう。以下「開放処遇」という。)を受けるものとする。
- (二) 任意入院者は開放処遇を受けることを、文書により、当該任意入院者に伝えるものとする。
- (三) 任意入院者の開放処遇の制限は、当該任意入院者の症状からみて、その開放処遇を制限しなければその医療又は保護を図ることが著しく困難であると医師が判断する場合にのみ行われるものであって、制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われるようなことは厳にあってはならないものとする。
- (四) 任意入院者の開放処遇の制限は、医師の判断によって始められるが、その後おおむね七十二時間以内に、精神保健指定医は、当該任意入院者の診察を行うものとする。また、精神保健指定医は、必要に応じて、積極的に診察を行うよう努めるものとする。
- (五) なお、任意入院者本人の意思により開放処遇が制限される環境に入院させることもあり得るが、この場合には開放処遇の制限に当たらないものとする。この場合においては、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を得なければならないものとする。

二 対象となる任意入院者に関する事項

開放処遇の制限の対象となる任意入院者は、主として次のような場合に該当すると認められる任意入院者とする。

- ア 他の患者との人間関係を著しく損なうおそれがある等、その言動が患者の病状の経過や予後に悪く影響する場合
- イ 自殺企図又は自傷行為のおそれがある場合
- ウ ア又はイのほか、当該任意入院者の病状からみて、開放処遇を継続することが困難な場合

三 遵守事項

- (一) 任意入院者の開放処遇の制限を行うに当たっては、当該任意入院者に対して開放処遇の制限を行う理由を文書で知らせよう努めるとともに、開放処遇の制限を行った旨及びその理由並びに開放処遇の制限を始めた日時を診療録に記載するものとする。
- (二) 任意入院者の開放処遇の制限が漫然と行われることがないように、任意入院者の処遇状況及び処遇方針について、病院内における周知に努めるものとする。

平成10年3月3日障精第16号課長通知「精神病院に対する指導監督等の徹底について」

1 (9) 任意入院について

- カ 任意入院患者の開放処遇を制限する場合には、患者本人の医療及び保護を図る観点から、患者の症状からみて開放処遇を制限しなければ治療が確保できないと判断される場合に限り行われているか。
- キ 開放処遇の制限を制裁や懲罰あるいは見せしめのために行われていないか。
- ク 開放処遇の制限が漫然と継続されることがないように処遇状況及び処遇方針について病院内での周知に努めているか。
- ケ 開放処遇の制限を行うに当たっては、医師は当該患者に対してその制限を行う理由を文書で知らせ理解を得るとともに、その制限を行った旨及びその理由並びにその制限を行った日時を診療録に記載しているか。
- コ 開放処遇の制限を行う場合には、医師の判断に基づくものか。
また、おおむね七十二時間以内に精神保健指定医による診察を行っているか。
さらに、精神保健指定医は、必要に応じて積極的に診察を行うように努めているか。
- サ 本人の意思によって開放処遇が制限される環境に入院する場合においても、本人の意思による開放処遇の制限である旨の書面を得ているか。
また、書面を得た後でも、本人の求めに応じていつでも開放処遇にしているか。
- シ 病院管理者は、当該患者がその制限について不服がある場合には、精神医療審査会等に処遇改善請求を行うことができる旨を院内の適切な場所に掲示しているか。